

今後の検討の進め方

(「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」意見募集結果を踏まえて)

- 意見募集（6/27～7/29）においては、団体・個人を問わず、幅広い方々から多様な御意見が寄せられたところ。
※ 1,731の団体・事業者（うち団体43者・事業者等29者）又は個人（1,659者）の方々から延べ2,448件。
- 個人情報保護法の目的である、個人情報の有用性を実現しつつ、実質的な個人の権利利益の保護を実現するためには、情報通信技術の高度化が進む中、大量の個人情報を含むビッグデータを利活用するビジネス・サービスやプロファイリングの利用も広がり、プライバシーを含む個人の権利利益が侵害されるリスクも高まっており、このような状況の変化を踏まえた規制のアップデートが必要。

課徴金、団体による差止請求制度 や被害回復制度

- ◆ 「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」において議論・検討を深化

その他の主要個別論点

- ◆ 意見募集の結果も踏まえ、企業や団体、関係省庁や地方公共団体含め、多様なステークホルダーとしっかりと対話をしつつ、個人情報保護委員会において透明性が高い形で議論

より包括的なテーマや 個人情報保護政策全般

- ◆ 透明性のある形で関係の深いステークホルダーと継続的に議論する場を新たに設けることについて、具体的に検討に着手

関係府省との連携強化

- ◆ グローバルな動向や最新の技術動向を踏まえた「デジタル戦略」、「データ戦略」や「サイバーセキュリティの強化」に向けた関係省庁における検討状況を十分に踏まえ、個人情報保護委員会としても適切に必要とされる検討を継続的に推進
- ◆ 防災DXや教育DX・子どものデータの取扱い、医療データなどの分野でもそれぞれの関係府省と継続的に連携

国際連携の強化

- ◆ EUとの間で2019年1月に相互認証の枠組みが発効。2023年4月に最初のレビューが終了。更に令和3年（2021年）個人情報保護法改正の全面施行（令和5年（2023年）4月）を踏まえ、従来の民間部門に加えて、学術研究分野・公的部門についても対象とした相互認証の枠組みの発効に向けて協議を継続
- ◆ 新たに発足したグローバルCBPR（Cross-Border Privacy Rules）の枠組みも推進

デジタル化の進展に対応した個人情報保護法のアップデート

個人情報保護法の構造

「…個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

※個人情報保護法第1条

事業者の
ガバナンスを基礎
必要最小限度の規
律を定める一般法
事後チェック型の
仕組み

「個人データ」に
着目した規律
本人関与による
適正な取扱いの確保
事業者内における
適正な取扱いの確保

デジタル化の進展などの環境変化

デジタル化による新たな利活用のニーズ

デジタル化による新たなリスク

その他の主要個別論点

意見募集の結果も踏まえ、企業や団体、関係省庁や地方公共団体含め、多様なステークホルダーとしっかりと対話をしつつ、個人情報保護委員会において透明性が高い形で議論

こども、生体データ、リスクに応じた漏えい等報告、統計等利用、契約履行等に係る特例

中間整理に対して寄せられた幅広い御意見

課徴金、団体による差止請求制度や被害回復制度

「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」において議論・検討を深化

直ちに対処すべき課題

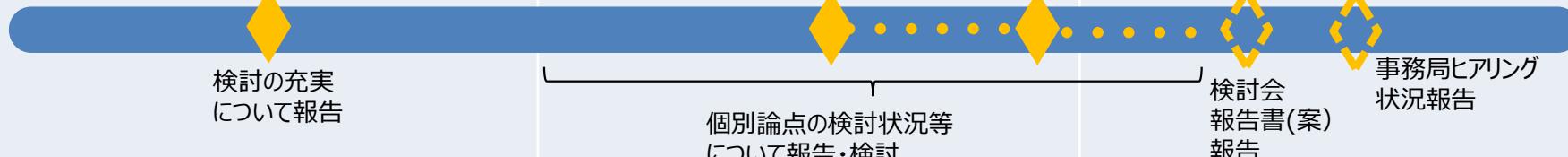
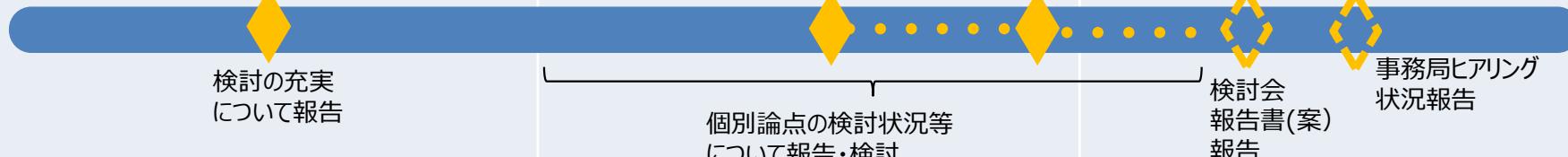
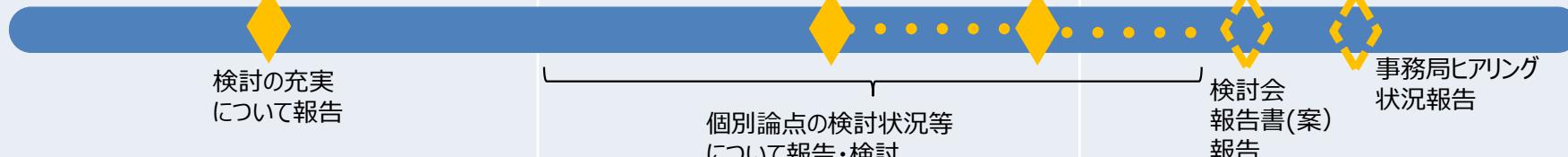
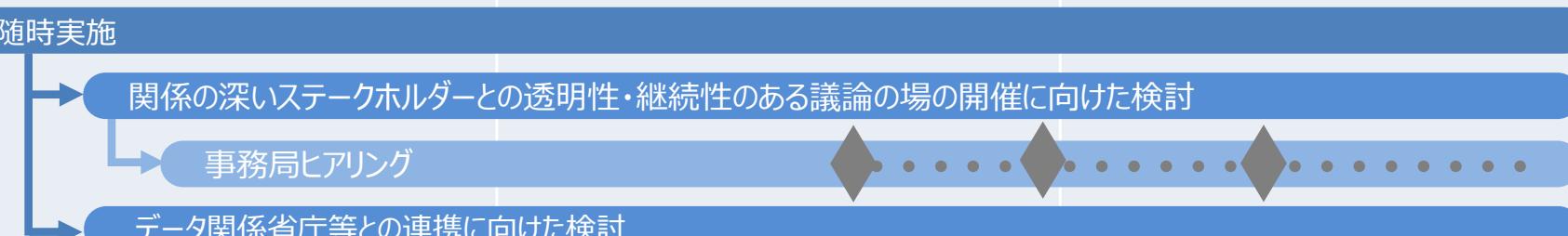
制度の基本的取り方

個人情報保護政策が踏まえるべき基本的事項についての議論を開始、視座を確認
(事務局においてヒアリング等を開始)

より包括的なテーマや個人情報保護政策全般

透明性のある形で関係の深いステークホルダーと継続的に議論する場を新たに設けることについて、具体的に検討に着手

スケジュール（イメージ）

対応事項	令和6年（2024年）		
	10月	11月	12月
委員会	10/16 第304回 		
検討会 (課徴金・団体訴訟等)	10/11 第4回 		
関係府省・ ステークホルダー との継続的な議論	隨時実施 		
データ利活用の 実態・ニーズ把握	隨時実施 		